






質 問 回 答 書
追 加 ・ 変 更 事 項

工事名 鈴鹿工業高専生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事（第Ⅲ期）

鈴鹿工業高等専門学校				
事務部長	総務課長	課長補佐	担当係長	担 当
				

工事名 鈴鹿工業高専生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事 (第Ⅲ期)

追加・変更事項			
番号	図面番号	変更前	変更後
1	A-07	建具表 AW-1、AW-2及びAW-3の ガラス (FL3+A12+FL3) 断熱パネル18	建具表 AW-1、AW-2及びAW-3の ガラス (PW6.8+A6+FL3) 断熱パネル:7㎡3.0+断熱15+7㎡1.0
2	A-07	建具表 AW-7 P:断熱パネル18	建具表 AW-7 P:断熱パネル18削除
3	A-07	記事	追加事項 改修後、ランマは全てはめ殺し窓とする。 P以外は全てガラスとする。

建築改修工事特記仕様書			
工事概要			
工事名称	鈴鹿工業高等専門学校化学科教室棟外部建具改修その他工事（第三期）		
工事場所	三重県鈴鹿市白子町（鈴鹿工業高等専門学校構内）		
完成日	平成30年11月9日（金）		
工事の種類・規模等			
棟名称	生物応用化学科教室棟		
工種	模様替		
構造・階数	R3		
建築面積	(1,786) m ²	m ²	
延べ面積	(5,264) m ²	m ²	
改修延べ面積	0 m ²	m ²	
延べ面積計			0 m ²
改修延べ面積計			0 m ²
模様替内容	外壁改修		
	外部建具改修		
	防水改修		
	空調設備		
換気設備			
工作物等			
一般特記事項			
総則	<p>1. この工事の請負者は、独立行政法人国立高等専門学校機構発注工事請負等規則別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、特記仕様書 4 枚、図面 15 枚、公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成28年版）、公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（平成28年版）、公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（平成28年版）、文部科学省建築標準仕様書（特記基準）（平成28年版）、工事写真撮影要領に基づき工事を施工する。</p> <p>2. 特記仕様書の適用方法 (1) ・印で始まる事項及び表中の・印の事項は、○印の付した事項のみ適用する。 (2) _____ で抹消した章及び項目の当該特記事項は、すべて適用しない。 (3) 表中の数字、文字又は記号を記入する事項は、記入してある事項のみ適用する。 (4) 特記された材料、製造所、製品名、施工業者等の取扱いは、特記されたもの又は同等品以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、監督職員との承諾を受ける。 (5) 左欄の〈 〉、《 》内の数値は、下記の各該当番号を示す。 〈 〉 - 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（平成28年版） 《 》 - 文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（平成28年版）</p>		
建築基準法に基づき定められた区分等	建築基準法に基づき定められた区分等 風速 $V_0 = \frac{34}{10} \cdot \text{m/s}$ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ 積雪区分 告示第1455号 別表 (32)		

1章 一般共通事項																					
<1.2.1> 実施工程表	概成工期 平成30年10月18日（木）（現場施工完了期限）																				
<1.3.3> 電気保安技術者	この工事現場に下記いずれかの電気保安技術者及び、工事用電力設備の保安責任者を選任する。																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>電気保安技術者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2 1級電気工事工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>6 第1種電気工事士の資格を有する者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7 2級電気工事工事施工管理技士の資格を有する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 第2種電気工事士（旧電気工事士）以上の資格を有する者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目名	電気保安技術者	1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○	2 1級電気工事工事施工管理技士の資格を有する者	○	3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○	4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○	5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○	6 第1種電気工事士の資格を有する者	○	7 2級電気工事工事施工管理技士の資格を有する者		8 第2種電気工事士（旧電気工事士）以上の資格を有する者		9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者	
項目名	電気保安技術者																				
1 第3種電気主任技術者以上の資格を有する者	○																				
2 1級電気工事工事施工管理技士の資格を有する者	○																				
3 高等学校又はこれらと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者	○																				
4 旧電気工事技術者検定規定規則による高圧電気工事技術者の検定に合格した者	○																				
5 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者	○																				
6 第1種電気工事士の資格を有する者	○																				
7 2級電気工事工事施工管理技士の資格を有する者																					
8 第2種電気工事士（旧電気工事士）以上の資格を有する者																					
9 短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む）に関する科目を修めて卒業した者																					
<1.3.4> 工事用電力設備の保安責任者	この工事現場には、下記の資格を有する工事用電力設備の保安責任者を選任する。																				
<1.3.5> 施工条件	この工事現場では、次の施工条件による。 休日等に工事を行う場合は事前に監督職員に連絡の上、下記時間帯に施工すること 休日等の施工可能時間：午前9:00～午後6:00まで																				
<1.3.8> 発生材の処理等	引渡しを要するもの 1) 品名 _____ 2) 引渡し先 _____ 3) 集積場所 _____																				
	特別管理産業廃棄物 1) 品名 _____ 2) 処理方法 _____																				
	現場において再利用を図るもの 1) 品名 _____ 2) 使用箇所 _____																				
	再資源化を図るもの 1) 品名 _____ 2) 受入場所 _____ 3) 搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 日々の搬出量等を取りまとめた土砂等搬出調書を作成し、監督職員に提出する。 5) 工事発注後に明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。																				
<1.3.11> 施工中の環境保全等	関係法令に従い適切に処理するもの 1) 品名 ガラス、金属類等 2) 受入場所 知事の許可を得ている処分場等 3) 搬出に先立ち搬出計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 日々の搬出量等を取りまとめた土砂等搬出調書を作成し、監督職員に提出する。 5) 工事発注後に明らかになった事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議する。																				
低騒音型・低振動型建設機械の使用	本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関わる規程」（平成9年7月31日 建設省告示第1536号）に基づき国土交通大臣が型式指定を行った低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は、監督職員との協議の上、必要書類を提出するものとする。 低騒音型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。																				
排出ガス対策型建設機械	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成18年3月17日国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機器の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																				

排出ガス対策型建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダー</td> <td>(エンジン出力8kW以上、 260kW以下)を搭載したものに限る。</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動電動機（可搬式、溶接兼用機を含む）</td> <td>ディーゼルエンジン</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機（可搬式）</td> <td>エンジン出力7.5kW以上、 260kW以下)を搭載したものに限る。</td> </tr> <tr> <td>油圧ユニット（基機工事用機械で独立したもの）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ローラック（ロードローラ、クレーン、振動ローラ）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	備考	バックホウ	ディーゼルエンジン	ホイールローダー	(エンジン出力8kW以上、 260kW以下)を搭載したものに限る。	ブルドーザ		発動電動機（可搬式、溶接兼用機を含む）	ディーゼルエンジン	空気圧縮機（可搬式）	エンジン出力7.5kW以上、 260kW以下)を搭載したものに限る。	油圧ユニット（基機工事用機械で独立したもの）		ローラック（ロードローラ、クレーン、振動ローラ）		ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）																			
種類	備考																																				
バックホウ	ディーゼルエンジン																																				
ホイールローダー	(エンジン出力8kW以上、 260kW以下)を搭載したものに限る。																																				
ブルドーザ																																					
発動電動機（可搬式、溶接兼用機を含む）	ディーゼルエンジン																																				
空気圧縮機（可搬式）	エンジン出力7.5kW以上、 260kW以下)を搭載したものに限る。																																				
油圧ユニット（基機工事用機械で独立したもの）																																					
ローラック（ロードローラ、クレーン、振動ローラ）																																					
ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）																																					
ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両	<p>① 受注者は本工事現場で使用し、又は使用される関係車両（以下本工事関係車両という。）が、当該工事場所のディーゼル車排出ガス規制条例（以下「排出ガス規制条例」という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。</p> <p>② 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、排出ガス規制条例の遵守を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>③ 受注者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。</p> <p>④ 受注者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>⑤ 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に排出ガス規制条例を遵守させるものとする。</p>																																				
<1.4.2> 材料の品質等	再利用を図るものは、次による。																																				
<1.4.4> 材料の検査等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料名	備考																																		
材料名	備考																																				
<1.6.2> 技能士	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用工事種別</th> <th>技能検定の職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>○とび</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>・鉄筋施工</td> </tr> <tr> <td>コンクリート工事</td> <td>・左官 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工</td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>・とび</td> </tr> <tr> <td>ブロック・ALC等 補工事</td> <td>・ブロック建築 ・ALC等 補施工</td> </tr> <tr> <td>PCカーブウォール工事</td> <td>・カーブウォール施工</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>○防水施工</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・石材施工</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・建築大工</td> </tr> <tr> <td>屋根、といた工事</td> <td>・建築板金 ・スレート施工</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・内装仕上げ施工（鋼製下地）</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>○サッシ施工 ○ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>○塗装</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・内装仕上げ施工（床、天井仕上げ等） ・表装</td> </tr> <tr> <td>補修工事</td> <td>・造園</td> </tr> </tbody> </table>	適用工事種別	技能検定の職種	仮設工事	○とび	鉄筋工事	・鉄筋施工	コンクリート工事	・左官 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工	鉄骨工事	・とび	ブロック・ALC等 補工事	・ブロック建築 ・ALC等 補施工	PCカーブウォール工事	・カーブウォール施工	防水工事	○防水施工	石工事	・石材施工	タイル工事	・タイル張り	木工事	・建築大工	屋根、といた工事	・建築板金 ・スレート施工	金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地）	左官工事	・左官	建具工事	○サッシ施工 ○ガラス施工	塗装工事	○塗装	内装工事	・内装仕上げ施工（床、天井仕上げ等） ・表装	補修工事	・造園
適用工事種別	技能検定の職種																																				
仮設工事	○とび																																				
鉄筋工事	・鉄筋施工																																				
コンクリート工事	・左官 ・型枠施工 ・コンクリート圧送施工																																				
鉄骨工事	・とび																																				
ブロック・ALC等 補工事	・ブロック建築 ・ALC等 補施工																																				
PCカーブウォール工事	・カーブウォール施工																																				
防水工事	○防水施工																																				
石工事	・石材施工																																				
タイル工事	・タイル張り																																				
木工事	・建築大工																																				
屋根、といた工事	・建築板金 ・スレート施工																																				
金属工事	・内装仕上げ施工（鋼製下地）																																				
左官工事	・左官																																				
建具工事	○サッシ施工 ○ガラス施工																																				
塗装工事	○塗装																																				
内装工事	・内装仕上げ施工（床、天井仕上げ等） ・表装																																				
補修工事	・造園																																				
<1.6.4> 一工程の施工の確認及び報告	標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工程については、施工の確認及び報告を監督職員に行うものとする。																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工の確認及び報告を行う工程</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁関係の施工</td> <td>外部足場を取り外す前の段階</td> </tr> <tr> <td>仕上材の撤去</td> <td>撤去が完了した段階</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工の確認及び報告を行う工程	備考	外壁関係の施工	外部足場を取り外す前の段階	仕上材の撤去	撤去が完了した段階																														
施工の確認及び報告を行う工程	備考																																				
外壁関係の施工	外部足場を取り外す前の段階																																				
仕上材の撤去	撤去が完了した段階																																				
<1.6.5> 施工の検査等	標準仕様書に定めがあるもの以外で、次について監督職員の検査を受ける。																																				
<1.6.7> 施工の立会い等	標準仕様書に定めがあるもの以外で、次に示す工事段階及び事項については、監督職員との立会いを受ける。																																				

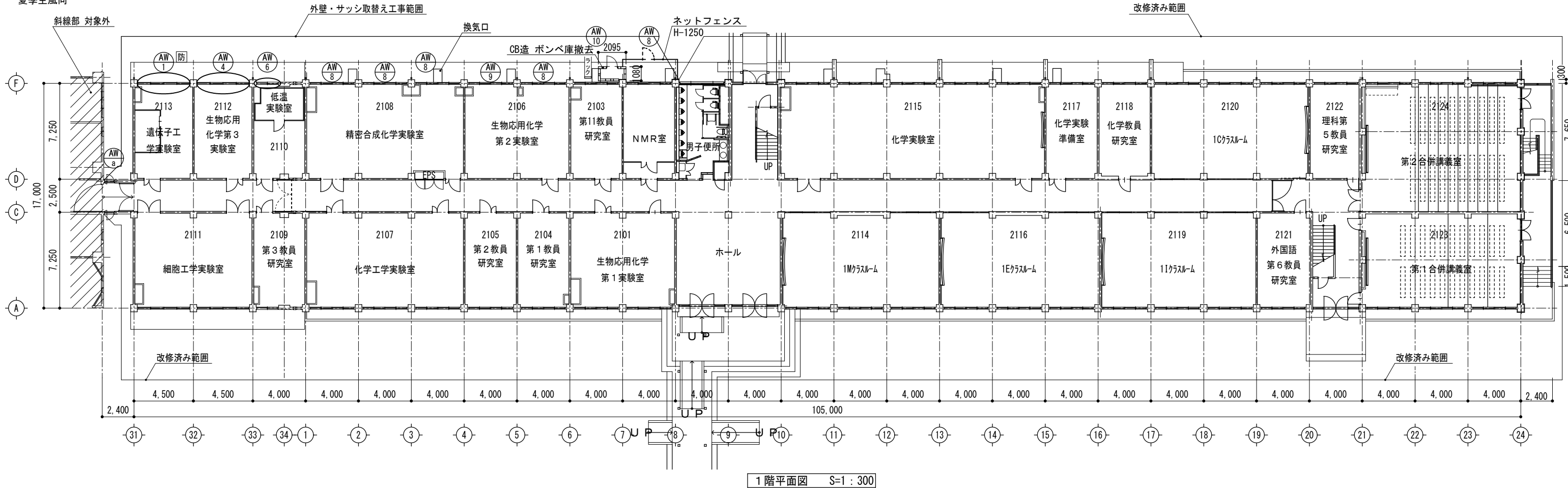
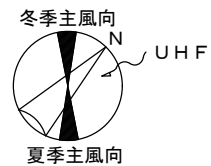
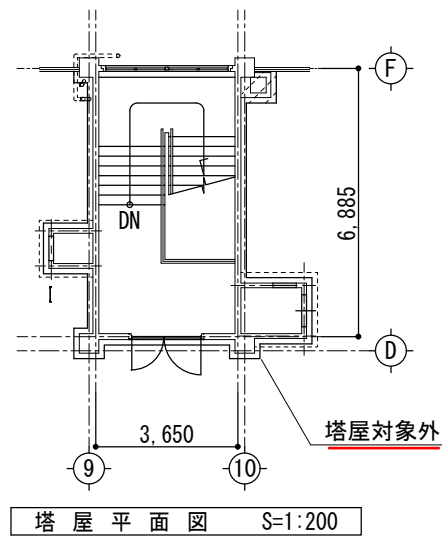
<1.6.9> (1.7.9) 化学物質の濃度測定	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の揮発性有機化合物の室内濃度の測定 工事施工完了後、引き渡しをするまでの間に、下表の測定室等の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、指針値以下であることを確認し、報告する。																																																												
測定室等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>棟名称</th> <th>階</th> <th>室名</th> <th>採取本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1階</td> <td></td> <td>1検体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td></td> <td>1検体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3階</td> <td></td> <td>1検体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外気</td> <td></td> <td>1検体</td> </tr> </tbody> </table>	棟名称	階	室名	採取本数		1階		1検体		2階		1検体		3階		1検体		外気		1検体																																								
棟名称	階	室名	採取本数																																																										
	1階		1検体																																																										
	2階		1検体																																																										
	3階		1検体																																																										
	外気		1検体																																																										
	※上記の室の内の代表的な1室について、それぞれ1検体につき2回採取を行い測定する。																																																												
測定物質、測定方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>指針値</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>100 μg/m³ (0.08ppm) 以下</td> <td>○ジニトロフェニルヒドラジン誘導体 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、 高速液体クロマトグラフ法によって行う。 ・その他（ ）</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>260 μg/m³ (0.07ppm) 以下</td> <td>○次の内いずれかの測定方法とする。 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>870 μg/m³ (0.20ppm) 以下</td> <td>固相吸着/加熱脱着法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>3800 μg/m³ (0.88ppm) 以下</td> <td>容器採取法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>220 μg/m³ (0.05ppm) 以下</td> <td>・その他（ ）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	指針値	測定方法	ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下	○ジニトロフェニルヒドラジン誘導体 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、 高速液体クロマトグラフ法によって行う。 ・その他（ ）	トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下	○次の内いずれかの測定方法とする。 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。	キシレン	870 μg/m ³ (0.20ppm) 以下	固相吸着/加熱脱着法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。	エチルベンゼン	3800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下	容器採取法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。	スチレン	220 μg/m ³ (0.05ppm) 以下	・その他（ ）																																										
種類	指針値	測定方法																																																											
ホルムアルデヒド	100 μg/m ³ (0.08ppm) 以下	○ジニトロフェニルヒドラジン誘導体 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、 高速液体クロマトグラフ法によって行う。 ・その他（ ）																																																											
トルエン	260 μg/m ³ (0.07ppm) 以下	○次の内いずれかの測定方法とする。 固相吸着/溶媒抽出法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。																																																											
キシレン	870 μg/m ³ (0.20ppm) 以下	固相吸着/加熱脱着法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。																																																											
エチルベンゼン	3800 μg/m ³ (0.88ppm) 以下	容器採取法で採取し、 ガスクロマト質量分析法によって行う。																																																											
スチレン	220 μg/m ³ (0.05ppm) 以下	・その他（ ）																																																											
	※両単位の換算は、25℃の場合による。																																																												
試料採取方法	試料採取は室内及び外気の各1ヶ所を2回ずつとし、対象室内を30分換気後に対象室内を5時間以上密閉し、その後概ね30分間採取の濃度（μg/m ³ ）で表す。採取の時刻は揮発性有機化合物濃度の日変動で最大となることが予想される午後2時～3時頃に設定するのが望ましい。室外についても室内と同様の条件で平行して採取する。試料採取は室の中央付近の少なくとも壁から1m以上離れた高さ1.2m～1.5mの位置を試料採取位置として設定する。外気の試料採取は外壁及び空調排気口から2～5m離れた、室内の測定高さと同等の高さの所を試料採取位置として設定する。																																																												
測定結果が上回った場合の措置	測定結果が指針値を上回った場合は、監督職員と協議する。																																																												
<1.7.2> 技術検査	※参考測定機関： 本工事中に中間技術検査を、_____ に_____ 回行う。 ただし、工事内容により、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。																																																												
<1.8.2> (1.7.2) 完成図	完成図の種類及び記入内容は次による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>完成図</th> <th>原図</th> <th>・A1</th> <th>・A3</th> <th>各1部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○原図</td> <td>○A3</td> <td>○A3</td> <td>2部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・複製本</td> <td>・A1</td> <td>・A3</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・複製本</td> <td>・A1</td> <td>・A3</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○製本</td> <td>○A3</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○CADデータ</td> <td></td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○PDFデータ</td> <td>○A3</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>施工図</td> <td>○原図</td> <td>○A3</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○複製本</td> <td>○A3</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・CADデータ</td> <td></td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・朱書き正図複製本</td> <td>・A3</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○PDFデータ</td> <td>○A3</td> <td></td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table>	完成図	原図	・A1	・A3	各1部		○原図	○A3	○A3	2部		・複製本	・A1	・A3	1部		・複製本	・A1	・A3	1部		○製本	○A3		1部		○CADデータ			1部		○PDFデータ	○A3		1部	施工図	○原図	○A3		1部		○複製本	○A3		1部		・CADデータ			1部		・朱書き正図複製本	・A3		1部		○PDFデータ	○A3		1部
完成図	原図	・A1	・A3	各1部																																																									
	○原図	○A3	○A3	2部																																																									
	・複製本	・A1	・A3	1部																																																									
	・複製本	・A1	・A3	1部																																																									
	○製本	○A3		1部																																																									
	○CADデータ			1部																																																									
	○PDFデータ	○A3		1部																																																									
施工図	○原図	○A3		1部																																																									
	○複製本	○A3		1部																																																									
	・CADデータ			1部																																																									
	・朱書き正図複製本	・A3		1部																																																									
	○PDFデータ	○A3		1部																																																									
	完成図の様式等は次による。 作成方法 _____ 紙媒体、CADデータ 原図サイズ _____																																																												
	工事写真帳は（ ・紙媒体 ○電子媒体 ）で、1部提出する。完成写真はキャピ本版とし黒表紙、工事名称等は金文字入りとする。なお、完成写真には撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付する。																																																												
	本工事は、次の書類について電子納品の対象とする。 ・完成図、施工図のCADデータ、全ての書類（建具等一部除外）																																																												
	貸与する設計図のCADデータ著作権者名：鈴鹿工業高等専門学校 ファイル形式：JWW 貸与条件：貸与するCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のために以外に使用しないこと。 提出方法 製本、USBメモリ、CD-ROM																																																												
<1.8.3> (1.7.3) 保全に関する資料	保全に関する資料 提出部数 ○ _____ 1部																																																												

記	事務部長	総務課長	施設係長	担当	工事名称	日付	総数
					鈴鹿工業高等専門学校生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事（第三期）	平成30年5月	03 / 19
事	建築改修工事特記仕様書(1)				図面名称	縮尺	番号
						—	特-01

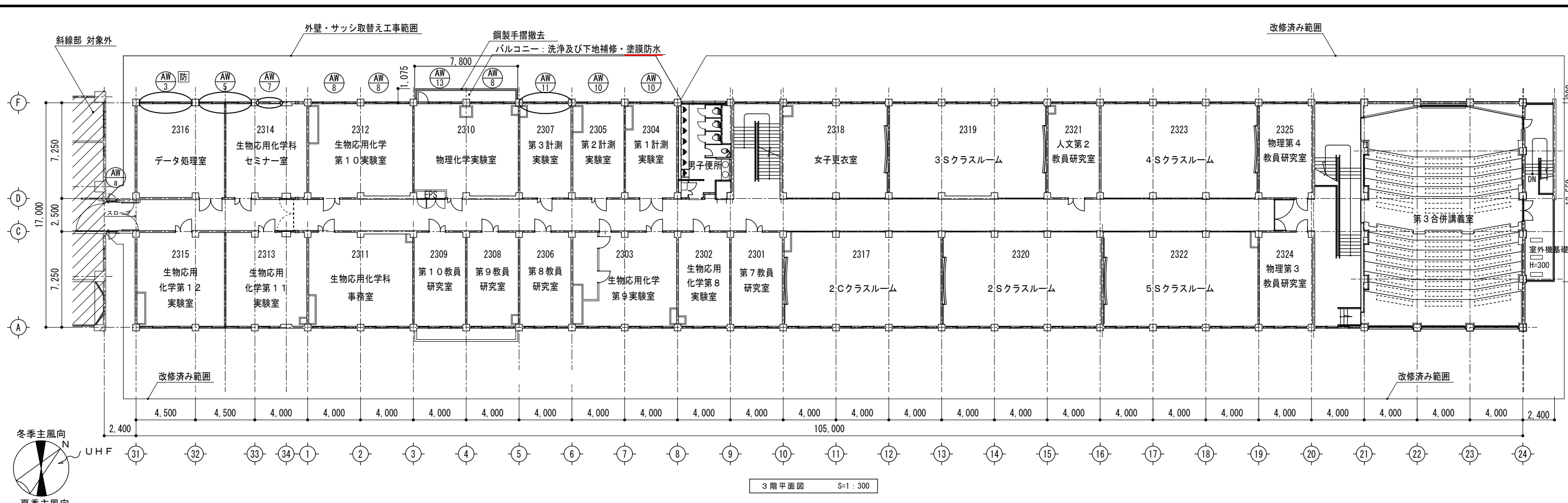
改修後仕上げ表

外 壁	防水形複層塗材 E (凸凹模様)
軒裏、庇裏	外装薄塗材 E 吹付
樋	立てどい : 工事範囲内カラーVPIに取替え φ100
EXP. J金物	外壁+外壁 アルミ製 W200
庇・屋外階段等	ウレタン塗膜防水
鋼製手摺等	耐候性塗料塗り (DP) B種
外部建具	アルミ製建具

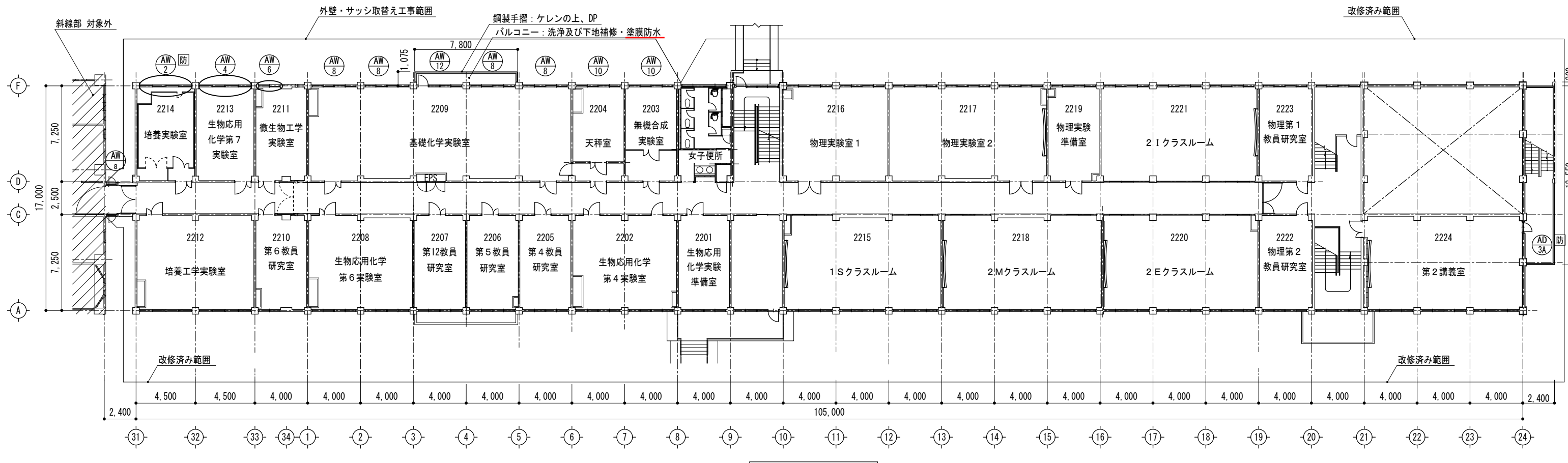
表記の削除



記 事	事務部長	総務課長	施設係長	担 当	工事名称	日付	総数
					鈴鹿工業高専生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事 (第三期)	平成30年5月	07 / 19
					図面名称	縮尺	番号
					仕上げ表、1階平面図、塔屋平面図	1/200 300	A-01



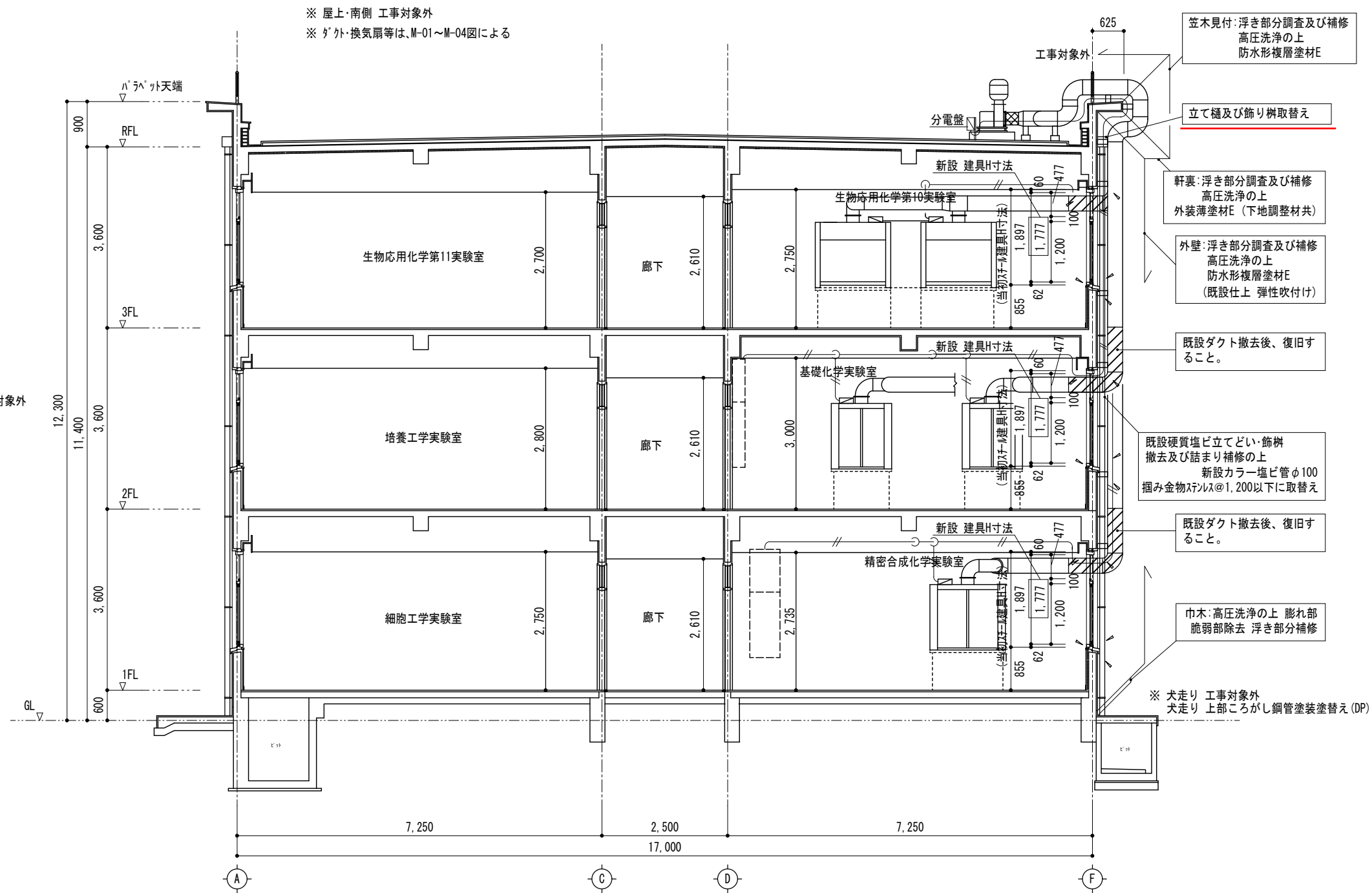
3階平面図 S=1:300



2階平面図 S=1:300

※※	建具及び建具廻りシーリング 撤去・新設の建具符号を示す	○	現状かぶせ工法では無いアルミ建具
防	防火設備戸を示す		

記事	事務部長	総務課長	施設係長	担当	工事名称	日付	総数
					鈴鹿工業高専生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事(第Ⅲ期)	平成30年5月	08/19
					図面名称	縮尺	番号
					2階平面図、3階平面図	1/300	A-02



断面詳細図 S=1:100

◁ ...シーリング新設部分を示す

※ 打継・化粧目地、既設外部建具廻り、ベントキャップ周囲、既設通気パイプ周囲、屋外照明、設備箱廻り等の部分は、既設撤去後、シーリング施工範囲

記事	事務部長	総務課長	施設係長	担当	工事名称	日付	総数
					鈴鹿工業高専生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事 (第三期)	平成30年5月	12 / 19
					図面名称	縮尺	番号
					断面詳細図	1 / 100	A-06

記号 数量	AW1防 1	AW2防 1	AW3防 1	AW4 2	AW5 1
姿図 寸法	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・方立て・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・方立て・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・方立て・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・方立て・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・方立て・障子等撤去後、新設</p>
材質 形状	アルミ ランマFIX・パネル付 引違い2連窓	アルミ ランマFIX・ガラリ付 引違い2連窓	アルミ ランマFIX・パネル付 引違い2連窓	アルミ ランマFIX・パネル付 引違い2連窓	アルミ ランマパネル付 引違い2連窓
仕上 見込	70	70	70	70	70
ガラス種類 厚	複層ガラス (PW6.8+A6+FL3)、P:7mm3.0+断熱15+7mm1.0	複層ガラス (PW6.8+A6+FL3)	複層ガラス (PW6.8+A6+FL3)、P:7mm3.0+断熱15+7mm1.0	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル18	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル18
建具金物	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	7mm製ガリ(ガラリ付)、引手、下車、クレセント、アルミニウム水切 付属金物一式、可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)
改修内容	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法	
記号 数量	AW6 2	AW7 1	AW8 12	AW9 1	AW10 5
姿図 寸法	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 スチール → かぶせ工法 アルミ → 今回かぶせアルミ撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 スチール → かぶせ工法 アルミ → 今回かぶせアルミ撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 スチール → かぶせ工法 アルミ → 今回かぶせアルミ撤去後、新設</p>
材質 形状	アルミ ランマパネル付 引違い窓	アルミ ランマFIX付 引違い窓	アルミ ランマパネル付 引違い2連窓	アルミ ランマFIX・パネル付 引違い2連窓	アルミ ランマFIX・パネル付 引違い2連窓
仕上 見込	70	70	70	70	70
ガラス種類 厚	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル18	複層ガラス (FL3+A12+FL3) パネル表記削除	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル厚18	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル厚18	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル厚18
建具金物	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)
改修内容	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法
記号 数量	AW11 1	AW12 1	AW13 1	AWa 3	
姿図 寸法	<p>※ 既設ランマは引違い</p> <p>※ 初期 アルミ → 今回アルミ横棧・方立て・障子等撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い及びFIX</p> <p>※ 初期 スチール → かぶせ工法 アルミ → 今回かぶせアルミ撤去後、新設</p>	<p>※ 既設ランマは引違い及びFIX</p> <p>※ 初期 スチール → かぶせ工法 アルミ → 今回かぶせアルミ撤去後、新設</p>	<p>※ 外部から見た姿図である。 ※ 建具廻りシーリングの打替え及び建具調整を行うこと</p>	
材質 形状	アルミ ランマFIX・パネル付 引違い2連窓	アルミ ランマ腰FIX・片開き戸付 引違い窓	アルミ ランマ腰パネル・FIX付 引違い2連窓	アルミ 縦軸回転窓	
仕上 見込	70	70	70	70	
ガラス種類 厚	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル厚18	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル18	複層ガラス (FL3+A12+FL3)、P:断熱パネル18		
建具金物	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	レバーハンドル錠、丁番、ドアピック、引手、下車、クレセント、アルミニウム水切 ドアピック、付属金物一式、可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)	引手、下車、クレセント、アルミニウム水切、付属金物一式 可動ステンレス製網戸付 (網目: 2.4)		
改修内容	かぶせ工法	かぶせ工法	かぶせ工法		

記 事	【建具符号】	【ガラス仕様】	事務部長	総務課長	施設係長	担当	工事名称	日付	総数
	AW: アルミ製窓	複層ガラスは、「Low-E複層ガラス (遮熱タイプ)」					鈴鹿工業高専生物応用化学科教室棟外部建具改修その他工事 (第三期)	平成30年5月	13/19
	シンダー錠: JNシンダー (美和ロック製)	【ガラス等符号】					図面名称	縮尺	番号
	姿図は、全て内部から見た場合である。 建具周囲の額縁寸法は、参考値である。 改修後、ランマは全てFIX (はめ殺し窓) とする。	FL: フロート板ガラス A: 空気層 P: アルミ樹脂複合パネル (断熱パネル) PW: 網入り磨き板ガラス FW: 網入り型板ガラス P以外は全てガラスとする。					建具表	1/100	A-07